

本県の財政状況について

平成20年度の収支見直し

平成20年度当初予算編成前

- (1) 新・財政再建推進プログラムに基づく財源対策を実施してもなお、242億円の財源不足が見込まれました。
- (2) この242億円を解消するために、追加的な財源対策を実施せざるを得ませんでした。

追加財源対策	189億円
--- 歳入確保対策(県債活用拡大等)	168億円
--- 歳出抑制対策(手当適正化等)	21億円
最終的な財源対策(H20に新たに実施)	53億円
--- 歳入確保対策(保有株式売却等)	22億円
--- 歳出抑制対策(公共キャップ前倒し等)	31億円
対策後財源不足額	0億円

平成20年度当初予算編成後

- (1) 現時点での平成20年度収支見直し(対当初予算比)

歳入		歳出	
県税の増	+ 13億円	8月補正額	+ 7億円
地方交付税の増	+ 39億円	(岩手・宮城内陸地震対応)	
繰越金の増	+ 24億円	9月補正額	+ 11億円
特例交付金の創設	+ 10億円	(企業立地進展への対応等)	
その他	+ 1億円	今後所要額	+ 28億円
株式売却の取り止め	20億円	(地方消費税清算金支出増等)	
県債活用の取り止め	34億円	節減見込額	6億円
地方消費税清算金の減	21億円		
計	+ 12億円(A)	計	+ 40億円(B)
収支見直し(A - B)			28億円(C)
財政調整4基金H20末残高見込			48億円(D)

- (2) 平成21年度活用可能財源見込額

上記C + D	20億円
---------	------

平成20年度は、歳入において地方交付税や平成19年度決算剰余金等が確保できた以上に、歳出において地方消費税清算金など制度上負担しなければならない支出が予算計上額を大幅に上回る見込みです。このため、人事委員会勧告のうち地域手当の平成20年4月遡及適用を実施した場合、今年度の収支悪化につながるばかりか、来年度以降の財源不足の一層の拡大を招くことから、実施を見送らざるを得ません。

平成 21 年度及び平成 22 年度の収支見通し

- (1) 新・財政再建推進プログラム(H21まで)に基づく財源対策を実施してもなお、375億円の財源が不足します。

	H21	H22	合計
財源不足額 (中期見通し時点：H20年3月)	170億円	278億円	448億円
財源不足額 A (現時点：H20年10月)	121億円	254億円	375億円

新・財政再建推進プログラムの完全実施が前提

- (2) 新・財政再建推進プログラムに基づく財源対策をH22において継続実施してもなお、336億円が不足します。

新・新プログラム(仮称) に基づく財源対策 B		39億円	39億円
歳入確保対策			
歳出抑制対策		39億円	39億円
----- 公債費の平準化		29億円	29億円
対策後財源不足額 C(A-B)	121億円	215億円	336億円

- (3) 更に追加財源対策を実施してもなお、202億円が不足します。

追加財源対策 D	27億円	107億円	134億円
歳入確保対策	17億円	79億円	96億円
----- 各種基金の活用		46億円	46億円
----- 他会計資金の活用	5億円	21億円	26億円
歳出抑制対策	10億円	28億円	38億円
----- 特別会計繰出金の見直し		28億円	28億円
----- 事業棚卸し効果計	10億円		10億円
対策後財源不足額 E(C-D)	94億円	108億円	202億円

- (4) 人事委勧告を完全実施すると、あわせて224億円が不足します。

H20人勧実施影響額 F	11億円	11億円	22億円
財源不足額 G(E+F)	105億円	119億円	224億円

- (5) この224億円を解消するためには、株式の売却及び給料の削減を実施せざるを得ません。

最終財源対策	105億円	119億円	224億円
歳入確保対策 保有株式の売却	6億円	20億円	26億円
歳出抑制対策 給料の削減	99億円	99億円	198億円
	(6%削減)	(6%削減)	
対策後財源不足額	0億円	0億円	0億円

1%削減効果 = 16.5億円で計算

平成21年度及び22年度は、新・財政再建推進プログラムに基づく歳入確保、歳出抑制対策に加え、追加的な財源対策を講じてもなお、2年間合計224億円の財源不足を解消できない見込みです。財政調整のための基金が枯渇し、歳出削減努力も限界にある現状では、最後の財源捻出の手段として給料の削減及び株式の売却を実施せざるを得ません。